

日本国政府と中華人民共和国政府との間の
青少年交流の強化に関する覚書

日本国政府及び中華人民共和国政府（以下「双方」という。）は、両国の青少年の交流を広く展開することが、両国国民の相互理解及び友好的な感情の増進並びに両国関係の長期的で健全かつ安定的な発展に重要な役割を果たすことを認識し、日中間の青少年交流を強化し、相手国に対する客観的かつ全面的な認識と理解を深化させ、日中の友好事業の更なる発展を共に推進するため、次の共通認識に達した。

1. 双方は、本覚書を通じて日中間の青少年交流が一層促進されることを期待する。

2. 双方は、積極的な措置を講じ、両国青少年の各分野での双方向の交流の強化を推進し、相互理解及び友好的な感情を増進していくことで一致した。

3. 双方は、青少年交流計画を作成し、今後5年間で合計3万人規模の青少年の相互訪問及び交流を実施するとともに、2019年を「日中青少年交流推進年」とすることで一致した。

4. 日本国外務省及び中華人民共和国外交部をそれぞれの取りまとめ実施機関とする。

5. 本覚書に基づき行われる協力は、署名の日から実施される。いずれか一方が本覚書に基づく協力を終了することを希望する場合には、3か月前に他方に通知する。

6. 本覚書は、2018年10月26日に北京で署名された。ひとしく正文である日本語及び中国語により本書2通が作成された。

日本国政府代表

中華人民共和国政府代表